

高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防止するための取組及び事故の防止などリスク管理に資する取組を支援するために、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官通知。以下「実施要綱」という。）及び農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。第16条第1項において同じ。）、土地改良区その他農業者等の組織する団体（以下「補助事業者」という。）が事業を実施するために必要な経費について、補助事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、別紙1及び別紙2を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を合計した金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が毎年度別に定める。

4 補助事業者は、工程等の都合により補助金の交付の決定前に工事に着手しようとする場合は、事前に別記第2号様式による指令前着手届を第1項の補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の交付の決定の変更の申請)

第7条 補助事業者は、次のいずれかに該当する変更を行おうとする場合は、別記第3号様式による補助金変更承認申請書に、別紙1及び別紙2を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の中止又は廃止

(2) 補助金額の変更

2 知事は、前項の補助金変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を変更交付することが適当であると認めるときは、変更交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の実施設計及び変更設計の審査)

第8条 補助事業者は、補助事業の実施設計及び変更設計について、当該設計書に別記第4号様式による実施設計審査表を添えて知事に提出し、審査を受けなければならない。

(事業遂行状況の報告)

第9条 補助事業者は、知事が事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、別記第5号様式による事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、別記第6号様式による実績報告書に別紙1及び別紙4から別紙10までを添えて知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌会計年度の4月15日までに提出するものとする。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額を別記第7号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(年度終了実績報告)

第11条 規則第11条第1項後段の規定による会計年度終了時における実績の報告は、別記第8号様式によるものとし、当該会計年度の翌年度の4月15日までに別紙11を添えて知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第 12 条 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、別記第 9 号様式による概算払請求書に別紙 12 を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、概算払の実施基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 概算払は、補助金交付決定額に当該事業の進捗率を乗じた額の範囲内（補助金交付決定額の 90 パーセントを限度とする。）において行うことができる。
- (2) 補助事業の着手時における概算払は、当該補助事業に要する経費のうち補助金の交付の決定額に 40 パーセントを乗じた範囲内とする。この場合において、この後に追加して概算払を受けようとする場合は、補助事業者の負担額から既に概算払を受けた額を差し引いた額の範囲内で支払うものとする。
- (3) 年度末の概算払について知事が必要があると認める場合は、第 1 号の規定にかかわらず、年度内の遂行状況予定額を概算払することができる。この場合は、別記第 10 号様式による遂行状況報告書及び概算払請求書に別紙 13 を添えて知事に提出しなければならない。
- (4) 支払を受けようとする日の属する月の前月の 15 日までに別記第 11 号様式による概算請求予定表を提出しなければならない。
- (5) 概算払の額の算定方法については、知事が別に定める。
- (6) 請求金額は、1,000 円未満を切り捨てた金額とする。
- (7) 請求に当たっては、的確に出来高を把握し、所要額を請求しなければならない。

(繰越しの承認申請)

第 13 条 補助事業者は、補助金の交付の決定のあった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、繰越しの承認を受けた場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、別記第 12 号様式による補助金繰越承認申請書に別紙 14 及び別紙 15 を添えて知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第 14 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第 15 条 取得財産等のうち規則第 19 条第 1 項第 2 号の規定により知事が定める機械、重要な器具等は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び重要な器具等とする。

2 補助事業者は、取得財産等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に定める財産の処分を制限する期間として農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまでの間は、当該取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

3 知事は、補助事業者が前項ただし書きの規定による承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(補助の条件)

第 16 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、補助事業の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
 - (2) 補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならないこと。
 - (3) 補助事業に関する書類を当該補助事業の完了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならないこと。
 - (4) 取得財産について、当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別紙 6 財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならないこと。
 - (5) 別表第 3 に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (6) 市町村以外の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
 - (7) 市町村以外の補助事業者は、前項の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 13 号様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならないこと。
 - (8) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の実施状況、補助金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査をすることができるものとする。

(書類の経由)

第 17 条 補助事業者は、知事に書類を提出する場合は、全て所管の農業振興センター所長を経由しなければならない。

(グリーン購入)

第 18 条 補助事業者は、補助金に係る事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 19 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(附則)

この要綱は、平成 30 年 10 月 15 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和元年 10 月 11 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

別表第1

補助金の名称	補助事業の種類	区分	対策種類	補助対象事業	経費		補助率
農業水路等長寿命化事業費	農業水路等長寿命化・防災減災事業	1 長寿命化対策	(1)長寿命化対策	ア 水利施設整備	アの補助対象事業に要する経費のうち以下に掲げるもの	イからオの補助対象事業に要する経費のうち以下に掲げるもの	アの事業にあつては、 1 補助対象事業費の10分の6.5以内 2 別表第2の地域等にあつては、補助対象事業費の10分の7以内
				イ 機能保全計画策定等 ウ 実施計画策定 エ 水利用調査・調整 オ 耐震性点検・調査	(1)純工事費 (2)測量設計費 (3)用地費及び補償費 (4)船舶機械器具費 (5)全体実施設計費 (6)換地費	イからオの事業にあつては、 1 定額 2 1地区当たりの助成額の上限は、1,000万円とする。	
農業水路等防災減災事業費		2 防災減災対策	(1)自然災害等対策	ア ため池整備	アからケの補助対象事業に要する経費のうち以下に掲げるもの	コからシの補助対象事業に要する経費のうち以下に掲げるもの	アからケの事業にあつては、 1 補助対象事業費の10分の5.5以内 2 別表第2の地域等にあつては、補助対象事業費の10分の6以内
				イ 湛水防除 ウ 地盤沈下対策 エ 農業用排水施設整備 オ 土砂崩壊防止 カ 特定農業用管水路等特別対策 キ 農業用河川工作物応急対策 ク 水質保全対策 ケ 利活用保全	(1)純工事費 (2)測量設計費 (3)用地費及び補償費 (4)船舶機械器具費 (5)全体実施設計費 (6)換地費	コからシの事業にあつては、 1 定額 2 1地区当たりの助成額の上限は、1,000万円とする。 ただし、シの耐震性点検・調査を行うものにあつては、ため池の場合、上限は3,000万円	
				コ 機能保全計画策定等 サ 実施計画策定 シ 耐震性点検・調査	(7)使用料及び賃貸料 (8)備品購入費 (9)技術員手当等 (10)共済費 (11)補償費 (12)資材購入費 (13)機械賃料		
			(2)危機管理対策	ア 危機管理システム等整備 イ 安全確保対策	左記の補助対象事業に要する経費のうち以下に掲げるもの		1 補助対象事業費の10分の5.5以内 2 別表第2の地域等にあつては、補助対象事業費の10分の6以内
				イ 安全確保対策	(1)純工事費 (2)測量設計費 (3)用地費及び補償費 (4)船舶機械器具費 (5)全体実施設計費 (6)換地費		

		(3)ため池防災環境整備	<p>ア 緊急的な防災対策</p> <p>イ 地域防災上のリスク除去</p> <p>ウ ハード整備の着手促進</p>	<p>ア及びイの補助対象事業に要する経費のうち以下に掲げるもの</p> <p>(1)純工事費 (2)測量設計費 (3)用地費及び補償費 (4)船舶機械器具費 (5)全体実施設計費 (6)換地費</p>	<p>ウの補助対象事業に要する経費のうち以下に掲げるもの</p> <p>(1)賃金 (2)報償費 (3)旅費 (4)需用費 (5)役務費 (6)委託料 (7)使用料及び賃貸料 (8)備品購入費 (9)技術員手当等 (10)共済費 (11)補償費 (12)資材購入費 (13)機械賃料</p>	<p>アの事業にあっては、</p> <p>1 補助対象事業費の10分の5.5以内 (ただし、令和12年度までは定額)</p> <p>2 別表第2の地域等にあつては、補助対象事業費の10分の6以内 (ただし、令和12年度までは定額)</p> <p>イの事業にあっては、</p> <p>1 定額</p> <p>2 1箇所当たりの助成額の上限は、堤高5m未満で1,000万円、堤高5m以上10m未満で2,000万円、堤高10m以上で3,000万円とする。ただし、地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合における助成額の上限は、堤高5m未満で3,000万円、堤高5m以上10m未満で4,000万円、堤高10m以上で6,000万円とする。</p> <p>ウの事業にあっては、</p> <p>1 定額</p> <p>2 1地区当たりの助成額の上限は、500万円とする。</p>
3	ため池の保全・避難対策	(1)ため池の保全・避難対策	<p>ア ハザードマップ作成</p> <p>イ 監視・管理体制の強化 (ア) 地域住民の参加による活動を通じたため池保全に対する地域の防災意識の醸成に必要な監視・管理に必要な技術習得に資する研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動等</p> <p>(イ) 地域(市町村単位)を対象とした、ため池の監視体制計画に基づき、ため池の現地パトロールやため池管理者等への技術的な指導など監視・保全管理に資する活動</p> <p>ウ 減災対策の実施</p>	<p>左記の補助対象事業に要する経費のうち以下に掲げるもの</p> <p>(1)賃金 (2)報償費 (3)旅費 (4)需用費 (5)役務費 (6)委託料 (7)使用料及び賃貸料 (8)備品購入費 (9)技術員手当等 (10)共済費 (11)補償費 (12)資材購入費 (13)機械賃料</p>	<p>アの事業にあっては、</p> <p>1 補助対象事業費の10分の5以内 (ただし、令和12年度までは定額)</p> <p>イ(ア)の事業にあっては、</p> <p>1 補助対象事業費の10分の5以内 (ただし、令和12年度までは定額)</p> <p>2 1地区当たりの助成額の上限は、500万円とする。</p> <p>イ(イ)の事業にあっては、</p> <p>1 補助対象事業費の10分の5以内 (ただし、令和12年度までは定額)</p> <p>2 1地区当たりの助成額の上限は、1,000万円とする。</p> <p>ウの事業にあっては、</p> <p>1 補助対象事業費の10分の5以内 (ただし、令和12年度までは定額)</p> <p>2 1地区当たりの助成額の上限は、500万円とする。</p>	

別表第2

地 域 等

離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島、山村振興法（昭和40年法律第64条）第7条第1項の規定に基づき指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から平成16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。）を含む。）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域又は急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。））

別表第3（第5条、第6条、第16条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記
第1号様式(第4条関係)

第 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

区分	事業内容	備考
〇〇地区		
〇〇地区		

3 経費の配分及び事業計画の概要 別紙のとおり

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 収支予算 別紙のとおり

添付書類

- (1) 交付対象事業者が土地改良区の場合は定款等の団体規程
- (2) 交付対象事業者が土地改良区の場合は資産及び負債に関する事項
- (3) 県税の滞納がないことを証する書類又は県税の納税義務がないことの申立書(市町村を除く。)・県税の滞納がない場合:納税証明書(県税の滞納がないことを証明できる書類)・県税の納税義務がない場合:本人(代表者)からの申立書(参考様式1)
- (4) 税外未収金に関する誓約書兼同意書(参考様式2)(市町村を除く。)

(注) 2の「事業内容」欄は農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱別表の区分、交付対象事業を記載してください。

収 支 予 算 書

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
県補助金	円	
市町村費		
その他		
計		

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
1 長寿命化対策	円	
(1)長寿命化対策		
水利施設整備		
機能保全計画策定等		
実施計画策定		
水利用調査・調整		
耐震性点検・調査		
2 防災減災対策		
(1)自然災害等対策		
ため池整備		
湛水防除		
地盤沈下対策		
農業用排水施設整備		
土砂崩壊防止		
特定農業用管路等特別対策		
農業用河川工作物応急対策		
水質保全対策		
利活用保全		
機能保全計画策定等		
実施計画策定		
耐震性点検・調査		
(2)危機管理対策		
危機管理システム等整備		
安全確保対策		
(3)ため池防災環境整備		
緊急的な防災対策		
地域防災上のリスク除去		
ハード整備の着手促進		
3 ため池の保全・避難対策		
(1)ため池の保全・避難対策		
ハザードマップ作成		
監視・管理体制の強化		
減災対策の実施		
計		

予算議決(又は予算議決予定) 年 月 日

(注) 変更申請する場合で、前回までの申請額に修正がある場合は、上段に行を追加して前回申請額を括弧書で記載し、下段に変更後申請額を記載してください。

参考様式1

第 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

申立書

高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金交付要綱第4条第1号の規定に基づき、下記のとおり申し立てます。

記

高知県税の納税義務はありません

誓約書兼同意書

私は、高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること(関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有)及び照会の結果について関係市町村に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名(自署)

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 事業費補助金指令前着手届

年度において実施する下記事業について、別記条件を了承の上、補助金の交付の決定前に着手したいので、高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金交付要綱第4条第4項の規定により届け出ます。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費 円
- 3 着手予定年月日 年 月 日
- 4 しゅん工予定年月日 年 月 日
- 5 交付の決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金の交付の決定以前の補助事業については、補助対象とならない場合においても、異議がないこと。
- 2 補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 4 当該事業については、着手から補助金の交付の決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 5 県税の滞納がないことを証する書類又は県税の納税義務がないことの申立書(参考様式1)を添付すること(市町村を除く。)
 - ・県税の滞納がない場合:納税証明書(県税の滞納がないことを証明できる書類)
 - ・県税の納税義務がない場合:本人(代表者)からの申立書
- 6 税外未収金に関する誓約書兼同意書を添付すること(参考様式2)(市町村を除く。)

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました 事業費補助金(事業)について、下記のとおり事業計画の変更(補助金 円)をしたいので、高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由(中止の場合は「1 中止の理由」、廃止の場合は「1 廃止の理由」)

2 事業の内容及び計画

区分	事業内容	備考
〇〇地区		
〇〇地区		

3 経費の配分及び負担区分 別紙のとおり

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 収支予算 別紙のとおり

(注) 変更部分を二段書きとし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に記載してください。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付してください。(交付申請時以降変更のない場合は省略できます。)

第4号様式(第8条関係)

実施設計審査表							
年度		事業名	高知県農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	事業量		事業費	
地区名				工種			
高知県			農業振興センター	事業主体名			
職名	審査年月日		印	職名	審査年月日		印
所長				課長			
技術次長				係長			
基盤整備課長				係長			
チーフ				係			
係				検算			
農業振興センター指示事項				事業主体回答事項			
<p>工事施工については、上記指示内容を十分検討の上実施してください。</p>							

年度 事業遂行状況報告書

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金交付決定の通知があった標記事業の遂行状況
について高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金交付要綱第9条の規定により、報告します。

記

- 1 事業遂行状況 (別紙3のとおり)
- 2 事業着手 年 月 日
- 3 事業完了予定 年 月 日

事業等遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区分	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	
県補助金				
市町村費				
その他				
計				

(2) 支出の部

区分	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円	
工事費				
計				

2 事業別状況

地区名	費目	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A)	備考
		事業費(A)	補助金	事業費(B)	補助金		
	工事費	円	円	円	円	%	事業着手年月日 事業完了予定年月日
	計						

(注)1 「備考」欄は、事業着手年月日及び事業完了予定年月日を記入してください。

2 「事業費(B)」欄は、工事の出来高を金額に換算した額を記入してください。

3 「進捗率」欄は、(B)/(A)で算出された数字の少数第2位を切り捨てし、少数第1位で表記してください。

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 事業費(事業) 実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました 事業費補助金(事業)について、下記のとおり実施したので、高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績

区分	事業内容	備考
〇〇地区		
〇〇地区		

3 経費の配分及び負担区分 別紙のとおり

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 収支精算書 別紙4のとおり

(注) 添付資料については、支払経費ごとに内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は契約書の写し等を添付し、経費以外のものは、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付してください。

収 支 精 算 書

収入の部

区 分	実績額	予算額	差引増減額	備 考
	円	円	円	
県補助金				
市町村費				
その他				
計				

支出の部

区 分	実績額	予算額	差引増減額	備 考
	円	円	円	
1 長寿命化対策				
(1)長寿命化対策				
水利施設整備				
機能保全計画策定等				
実施計画策定				
水利用調査・調整				
耐震性点検・調査				
2 防災減災対策				
(1)自然災害等対策				
ため池整備				
湛水防除				
地盤沈下対策				
農業用排水施設整備				
土砂崩壊防止				
特定農業用管水路等特別対策				
農業用河川工作物応急対策				
水質保全対策				
利活用保全				
機能保全計画策定等				
実施計画策定				
耐震性点検・調査				
(2)危機管理対策				
危機管理システム等整備				
安全確保対策				
(3)ため池防災環境整備				
緊急的な防災対策				
地域防災上のリスク除去				
ハード整備の着手促進				
3 ため池の保全・避難対策				
(1)ため池の保全・避難対策				
ハザードマップ作成				
監視・管理体制の強化				
減災対策の実施				
計				

予算議決 年 月 日

(注) 前回までの申請額に修正がある場合は、上段に行を追加して前回申請額を括弧書で記載し、下段に変更後申請額を記載してください。

用地買収費及び補償費調書

区 分	地目及び補償物件(又は権利)	数 量	取得金額 円	備 考

(注) 用地買収費及び補償費ごとに金額の合計を記入してください。

直 営 調 書

地区

区 分	材 料 費	労 務 費	需 用 費	そ の 他	計	備 考

残 材 料 調 書

地 区 名	名 称	形状寸法	数 量	单 価 円	取得金額 円	検収又は取得年月 日	備 考

購入機械器具検収調書

地区名	名称	数量	単価 円	金額 円	備考

第 号
年 月 日

高知県知事 様

補助事業者名

住所

氏名

年度 事業費補助金消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました
事業費補助金(事業)について、高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金交付
要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	補助金の額の確定額	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 地区別の内訳資料その他参考となる資料を添えてください。

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 事業費(事業)年度終了実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました 事業
費補助金(事業)年度終了実績を高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補
助金交付要綱第11条の規定により、報告します。

記

補助事業の成果

別紙のとおり

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました 事業
費補助金(事業)について概算交付されるよう高知県農業水路等長寿命化・防災減
災事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

概算払請求額

円 (内訳は、別紙のとおり)

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 事業費補助金遂行状況報告及び概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で(変更)交付の決定通知がありました
事業費補助金(事業)について、年度内事業遂行状況を別紙のとおり報告します。
なお、年度内予定事業遂行のため必要がありますので、高知県農業水路等長寿命化・防災減災
事業費補助金交付要綱第12条第3号の規定に基づき、補助金未受領額中 円を概
算払によって交付されるよう請求します。

上記で報告のありました遂行状況について検査を行い、その内容が適切であることを確認しました
ので、報告します。

年 月 日

高知県知事 様

農業振興センター所長 [印]

(又は 農業基盤課長 [印])

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名

年度 事業費補助金繰越承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました 事業費補助金(事業)は、 年度内にこれを完成させることが困難になりましたので、高知県農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により下記のとおり当該事業費の一部を翌年度に繰り越して事業を実施したく申請します。

記

1 繰越内容

2 繰越理由

3 事業完了予定年月日 年 月 日

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

(補助事業者) 様

所在地

商号又は名

氏 名

当社は、〔補助事業者〕発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載してください。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいいます。ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局を、沖縄にあつては内閣府沖縄総合事務局を含みます。
- 3 「指名停止の措置等」には、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたものであって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関又は地方公共団体から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含みます。
- なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではありません。